

高齢労働に伴う 転倒災害等を防止する対策の進め方

亀田高志 株式会社健康企業代表/医師

公務災害防止対策における 高齢労働に特有の課題

高齢労働に伴う転倒・転落等の公務災害の防止対策をどのように実施しますか？

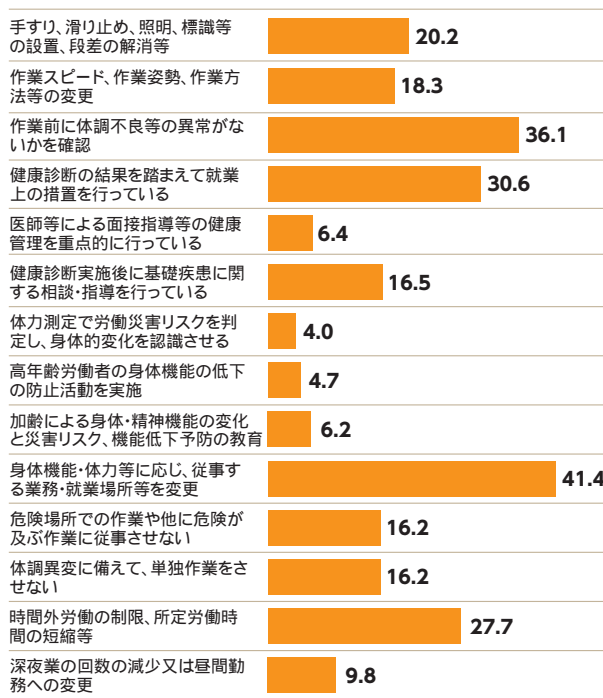
答えは、職員の安全や健康の確保に関心の高い読者にとって、自明のことかと思えます。常時使用する職員の人数にもよりますが、労働安全衛生法令の定めに従い、安全管理体制の整備が必須です。総括安全管理者、安全管理者、衛生管理者あるいは安全衛生推進者と産業医を選任し、安全委員会や衛生委員会を毎月開催されていることでしょうか。対策の進んだ自治体では、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を検討したり、合理的な対策を講じるリスクアセスメントを実践している職場もあると思います。

一方で、「高齢労働に特化した

話題や対策は改めて話し合ったことがない」という職場が多いのではないのでしょうか。高齢労働者の転倒災害等に対して、従来の体制と仕組みでは、問題は容易に解消しません。安全管理面で専門的な技術指導を受けても、高齢労働に伴う事故が高止まりする職場もあります。その背景には次のような課題が想定されます。

- ① 心身の機能低下が背景にあるために、安全管理対策だけでは問題が解消しにくい。
- ② 定年や再任用を経て、職位や報酬が下がり、モチベーションが低下することも関連する。
- ③ 高齢の職員とのコミュニケーションの良否が影響する。
- ④ 本格的な対策のためには、関係者の業務負担やコストが生じる。
- ⑤ 担当部署、責任者と担当者と共に、すべての管理職と職員が問題意識を共有する必要がある。

☒ 高齢労働者に対する労働災害防止対策の取り組みの状況(%)



出所:厚生労働省「令和3年 労働安全衛生調査(実態調査)」第12表を基に作成

⑥ 危険を伴う作業や作業場以外の事務所でも転倒等が起きる。
⑦ 全職員が心身の機能を維持・向上するよう努力する必要がある。

これらの課題の解消は容易ではないことから、主に民間企業のデータでは、厚生労働省の推奨する対策は低調に留まっています。

防止対策を進める 前提条件の整備

まず、安全管理部門だけでなく、職員の採用・教育・配置等を管掌する人事部門や職員厚生課等の健康管理担当部署とも連携しましょう。多忙な部署同士だと思います

